

企画競争実施の広告

平成21年4月17日

本州四国連絡高速道路(株)

契約責任者 常務取締役 武田 文男

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名及び概要

JB本四高速新広報誌企画作成業務

(2) 業務内容

本誌は、当社SA、PA、瀬戸内・中四国地域の「道の駅」等及び首都圏で配布を行うものである。

瀬戸内・中四国地域の人・モノ・文化など幅広い素材をとりあげ、瀬戸内圏域の魅力を紹介することにより集客を図るとともに、当社の瀬戸内企業としての関わりを紹介しつつ、当社への認知度や技術力のアピールにつながる情報誌を指向する。

また、編集に際しては、お客様との双方向性の確保に配慮する。

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成22年3月19日まで

2 企画競争参加資格要件

(1) 次の各号の一に該当する者でないこと

① 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び被破産者で復権を得ない者

② 過去2年以内において次のイ～チまでの一に該当したと認められる者

イ 契約の履行にあたり、故意に工事、製造又は調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ 本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト その他本四会社に著しい損害を与えた者

チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年後を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずるものとして使用した者

③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 平成21・22・23事業年度本四会社物品購入契約等競争参加資格の審査において、「2. 役務の提供」のうち、「(3) 広告、宣伝」で資格を有すると認められた者であって、かつ、B又はC等級に格付けされた者で本社を希望している者。

(3) 本四会社の指名停止措置を受けている期間中でないこと

3 手続等

(1) 担当部局

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

本州四国連絡高速道路(株) 経理部会計契約課

電話 078-291-1035 ファクシミリ 078-291-0026

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成21年4月17日(金)から平成21年5月11日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後16時00分まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成21年5月11日(月)16時。(1)に同じ。正1部、副1部を持参に限る。(企画提案書の受付期間は平成21年4月17日(金)から平成21年5月11日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から午後16時00分とする)

(4) 説明会の日時及び場所等

平成21年4月24日(金)10時30分～ 本州四国連絡高速道路(株)本社 会議室

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施 有

平成21年5月12日及び5月13日の各午前10時から、1社あたり約30分を見込む。

本州四国連絡高速道路(株)本社 会議室

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(3) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(4) 特定しなかった提案書は、原則返却する。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。

(6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続きの完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。

(7) その他の詳細は説明書による。